



## ◆給与所得額・公的年金等に係る雑所得・各種控除額などの計算方法◆

### ◎給与所得の算出方法

給与収入金額	給与所得
65万未満	0円
65万1千円以上190万円未満	収入金額-65万円
190万円以上360万円未満	※A×2.8-8万円
360万円以上660万円未満	※A×3.2-44万円
660万円以上850万円未満	収入×90%-110万円
850万円以上	収入-195万円
※収入金額÷4=A(千円未満切捨て)	

### ◎公的年金等に係る雑所得の算出方法

受給者の年齢	公的年金収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額 (公的年金所得以外の合計所得 1,000万円以下の場合)
65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた人)	330万円未満 410万円未満 770万円未満 1,000万円未満 1,000万円以上	(A)-110万円 (A)×75%-27万5千円 (A)×85%-68万5千円 (A)×95%-145万5千円 (A)-195万5千円
65歳未満(昭和36年1月2日以降に生まれた人)	130万円未満 410万円未満 770万円未満 1,000万円未満 1,000万円以上	(A)-60万円 (A)×75%-27万5千円 (A)×85%-68万5千円 (A)×95%-145万5千円 (A)-195万5千円

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は、お問い合わせください。  
※公的年金等の受給者の年齢が65歳未満であるかどうかの判定は、令和7年12月31日(その人が年の途中で死亡し、または出国する場合には、その死亡または出国の時)の現況によります。

### ◎配偶者(特別)控除額の一覧

配偶者の合計所得金額 (※給与所得のみの場合の収入金額)		納税義務者の合計所得金額(※) 0~900万円以下 (1,095万円以下)	扶養・非扶養ライン
配偶者控除	0円~58万円 (0円~123万円)	70歳未満(控除対象配偶者) 33万円	扶養
	70歳以上(老人控除対象配偶者)	38万円	
	58万円超95万円以下(123万円超160万円以下)	33万円	
	95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	33万円	
	100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円	
	105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	26万円	
	110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	21万円	
	115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	16万円	
	120万円超125万円以下(185万円超190.4万円未満)	11万円	
	125万円超130万円以下(190.4万円超197.2万円未満)	6万円	
	130万円超133万円以下(197.2万円超201.6万円未満)	3万円	
	133万円超(201.6万円以上)	一	

(※) 納税義務者の合計所得金額が900万円を超える方は、お問い合わせください。

(注) 配偶者が他の者の扶養親族または事業専従者である場合は、配偶者(特別)控除は適用できません。

(注) 納税者と生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者で、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、控除額はありませんが、障害者控除の対象となる配偶者の場合は扶養障害者控除が適用できます。

### ◎所得金額調整控除

①年収が850万円を超えて、かつ、以下の3つの条件のいずれかに該当	②「給与所得」と「公的年金等雑所得」の両方があり、その金額の合計額が10万円を超える方
(イ)本人が特別障害者に該当する	(ロ)23歳未満の扶養親族を有する
(ハ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する	控除額=〔給与所得金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得金額(上限10万円)〕-10万円
控除額=〔給与等の収入金額(年収)-850万円〕×10% (最高15万円)	※①の控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額
※年収1,000万円を超える場合は、「給与等の収入金額(年収)」は、一律1,000万円で計算する。	

### ◎税額控除

調整控除	平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と町・県民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため設けられました。合計所得2,500万円を超える方は適用外となります。
住宅借入金等特別控除	所得税で住宅ローン控除を受けている人(平成28年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人に限る)で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除を町・県民税から控除します。
配当控除	株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に配当の種類に応じた率を乗じた金額が税額から控除されます。
配当割額・株式等譲渡所得割額控除	上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、配当割や株式等譲渡所得割を課された人が、その所得を申告する(確定申告を含む)場合には、課された配当割額や株式等譲渡所得割額を算出された所得割額から控除します。
寄附金控除	都道府県、市町村もしくは特別区、または兵庫県共同募金会若しくは日本赤十字兵庫県支部、兵庫県が条例で指定した団体(県民税のみ)、町が条例で指定した団体(町民税のみ)に対する寄附を行った場合。 ○控除対象額: 寄附金の合計額(総所得金額の30%を限度)-2,000円 ①(都道府県、市町村、特別区、兵庫県共同募金会、日本赤十字兵庫県支部、県・町条例指定団体に対する寄附金-2,000円)×10% ②(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金-2,000円)×(90%-(所得税の限界税率×1.021))※個人住民税所得割額の20%を限度

### ◎町・県民税が課税されない人

①均等割も所得割もかからない人 ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人	イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(未婚含む)で前年中の合計所得金額が135万円以下の人(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満の人)
②均等割がかかる人: 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人 ア 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合 28万円×家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+26万8千円 イ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 38万円	
③所得割がかかる人: 前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人 ア 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合 35万円×家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円 イ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 45万円	
※ 同一生計配偶者とは、前年中の合計所得が58万円以下の配偶者のことです。	

### ◎所得から差し引かれる金額欄

●損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難、横領等に遭い住宅、家財、現金などに損害を受けた場合。 災害関連支出額とは、災害により損壊した住宅や家財などの取り壊し、除去、被災後1年内に行った現状回復のための費用等、やむを得ない支出をいいます。 ①損失の金額のうち災害関連支出の金額がないか、それが5万円以下の場合はaの金額。 ②損失の金額がすべて災害関連支出の金額か、それが5万円を超える場合はaまたはbのいずれか多い金額。 (Ⓐ損害金額+Ⓑ災害関連支出-C損害保険金等で補てんされる金額)-(総所得金額等×10%)……a (Ⓑ災害関連支出の金額)-5万円……b			
医療費控除	納税者が、自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合。(その年の1月1日から12月31日まで)(支払った医療費の総額-保険金等で補填される金額)-(総所得金額×5%または10万円のいずれか少ない金額)最高限度額は200万円※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 検診等一定の取組を行っている個人が、スイッチOTC医療品を購入した場合。 医療品の購入費(保険金等で補填される金額を除く)-12,000円(最高限度額は8万8千円、通常の医療費控除との選択制)			
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険、国民年金、雇用保険、介護保険等を支払った場合。控除額は支払額の全額。ただし、親族負担の社会保険料のうち、本人の口座振替または年金天引きとなっている保険料等についてはあなたの申告に含めることはできません。			
小規模企業共済掛金控除	小規模企業共済掛金または確定拠出年金法に基づく個人・企業年金加入者掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。控除額は支払額の全額。			
生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族を保険の受取人とする一般生命保険料、または個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合。合計適用限度額は70,000円。※控除額の計算で1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げることができます。 支払った保険料の区分	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
生命保険料控除	①平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約) 支払った保険料が、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の場合 (適用限度額:各28,000円)	新契約	12,000円以下 12,001円~32,000円	全額 支払額×1/2+6,000円
	②平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約) 支払った保険料が、一般生命保険料、個人年金保険料の場合 (適用限度額:各35,000円)	旧契約	32,001円~56,000円 56,001円以上	支払額×1/4+14,000円 28,000円
	③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 (適用限度額:28,000円)		新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (①と②を比較して、②の方が大きい場合は②を適用)	
地震保険料控除	居住用家屋または、生活に通常必要な家財を保険の目的とする地震保険契約等、または人の身体の障害あるいは入院により医療費(医療費控除の対象となるもの)を支払ったことに起因して保険金や共済金が支払われる傷害保険契約等に基づいて保険料や掛金を支払った場合。※ただし、経過措置の適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、旧長期損害保険料か地震保険料のいずれか一方を選択のうえ適用します。合計適用限度額は25,000円。※控除額の計算で1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げることができます。		支払った保険料の区分	支払った保険料控除額
	①支払った保険料が地震保険料だけの場合(適用限度額:25,000円)		支払額	支払額×1/2
	②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合		5,000円以下 5,001円~15,000円	全額 支払額×1/2+2,500円
	③支払った保険料が①と②の両方である場合(適用限度額:25,000円)		15,001円以上	10,000円
	(注)・地震保険契約…居住用家屋または生活用動産を保険の目的とした地震保険契約 ・旧長期損害保険契約…平成18年12月31日までに締結された損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のもの		それぞれ上記①及び②により求めた金額の合計額が控除額となる	

### ◎人的控除の種類

種類	要件等	控除額





<tbl\_r cells="